

広報資料

令和7年11月5日

橋本警察署

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和7年11月4日（火）

2 発生日

令和7年10月28日（火）から同年11月4日（火）までの間

3 被害品

現金合計 約64万

4 被害者

橋本市内居住 30代 女性

5 状況

被害者は、令和7年10月28日、携帯電話でSNSを見ていたところ、副業の広告が表示されたのでアクセスし、相手から、「SNS上の動画を閲覧して評価ボタンをタップするだけで報酬がもらえる」という副業を斡旋されました。

被害者は、この副業を始めることとし動画を閲覧するなどしていたところ、相手から、「報酬額を増やすためにはお金を振り込む必要がある。」などと言われたので、相手から指定されたアカウントに約1万円の電子マネーを送金しました。すると、SNS上では報酬が貯まっていく様子が見えたので、貯まったお金を引き出そうとしたところ、相手から、「報酬を受け取るためにには、さらにお金を振り込む必要がある。」などと言われ、相手が指定するアカウントに電子マネーを送金しました。

送金後、相手から、「あなたが操作を誤った。そのミスを帳消しにするにはお金を支払ってもらう必要がある。」などと言われ、相手が指定するアカウントに電子マネーを送金し、さらに、追加で相手から指定された口座に現金を振り込みました。

送金後、さらにお金の要求があったので、おかしいと思い、当署に来署して相談したところ、詐欺であるとの説明を受け届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

見知らぬ人からの「友達申請」や「副業紹介」、「電子マネーを買って番号を教えて」、「必ず儲かる」、「保険料を還付します」といったことを電話やメール、SNSで受ければ、すぐに『ちょっと確認電話』にて確認してください。